

財政健全化法に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政健全化に関する法律（財政健全化法）第3条により、読谷村の令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することが義務付けられています。

■ 健全化判断比率

単位：%

健全化判断比率	読谷村	早期健全化基準	財政再生基準	説明
実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	13.86	20.00	本比率は黒字か赤字かを判断する指標で、家計で言えば、年収に占める年間赤字の割合を示したものです。
連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	18.86	30.00	本比率は実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用したもので、赤字の合計が年収に占める割合を示したものです。
実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率	3.4	25.0	35.0	本比率は年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。
将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	—	350.0		本比率は将来見込まれる負債が、年収の何年分に相当するかを示した割合です。

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率は、黒字のため「—」で示している。

※ 標準財政規模：地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すもの（おおむね
村民税、地方譲与税、普通交付税の合算額）

■ 資金不足比率

単位：%

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
上水道事業会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	

※ 資金不足のない会計については、「—」で示している。

※ 資金不足比率：資金の不足額の事業規模に対する比率

■ 早期健全化団体、再生団体

健全化判断比率は、ひとつでも早期健全化基準を超えるれば早期健全化団体に、財政再生基準を超えるれば再生団体となります。早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力により財政健全化に取り組むことになります。また、公営企業の場合は、経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定し経営の健全化に取り組むこととなります。さらに比率が悪化し、財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。

■ 読谷村の健全化判断比率

令和元年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営であります。引き続き行財政改革に取り組み、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。